

落書きを許すな！ 落書きは犯罪！

～ まちから落書きをなくそう ～

落書きは個人や法人等の財産に損害を与える犯罪です。

落書きは、美観を損ねるだけでなく、施設利用者や周辺住民に不快感を与え、さらには地域の治安を悪化させる原因にもなります。

藤沢市では「落書き防止3か条」を掲げ、落書きを許さないまちづくりを進めます。

落書き防止3か条

第1条 早期発見！

落書きを早期に発見し、対応・報告する！

第2条 早期消去！

落書きを発見したら、早期に消去する！
繰り返し落書きされても、早期に消去する。

第3条 予防対策！



定期パトロール、ステッカー・看板・防犯カメラの設置等の予防対策を行う！

落書きは軽微な犯罪と思われませんが、落書きを放置することで、その場所に目が行き届いていないと思われ、より重大な犯罪を招くおそれがあります。

軽微な犯罪でも徹底的に対応することにより重大な犯罪を防ぎましょう。



落書きをなくすために

●落書きをしている現場を見つけたら

警察に通報する 110番 藤沢警察署 24-0110
藤沢北警察署 45-0110

※直接声をかけて止めようとした場合、トラブルに巻き込まれるおそれがありますので、無理をせず警察に通報しましょう。

●落書きを見つけたら

落書きは放置せず、なるべく早く消すようにしましょう！ 被害届を提出しましょう！

※特定の個人や団体、特定の属性を有する人々を誹謗中傷するような落書きは、対象となった人の人格を傷つけ、尊厳を否定する差別行為にもなります。差別落書きは、人権侵害事案として関係団体と連携し法的措置を含め、毅然とした対応を図ります。差別落書きを見つけた場合は、環境総務課へご連絡ください。

管理者がわからない施設の落書きは、藤沢市役所環境総務課へお知らせください。

藤沢市 環境総務課

電話 50-3529

FAX 50-8417



●落書きを消すには

- 塗装・・・落書きの上から壁面等と同色のペンキ・スプレーで上塗りして消去します。
- 消去・・・溶剤などで落書きの塗料を消去します。

●落書き消去物品貸与制度

市内の落書きを消去する場合、消去物品（塗料や溶剤等）を貸与します。
環境総務課ホームページに申請書がありますので是非ご利用ください。

●落書き防止の取り組み例

1 定期巡回・点検の実施

定期的な巡回・点検を実施することで、「きちんと管理されている施設」であると印象づけ、落書きを防止します。

2 ステッカー・看板等の設置

看板等の設置により「きちんと管理されている施設」であると印象づけ、落書きを防止します。
(ステッカー等をご希望の場合は環境総務課へご連絡ください)



ステッカー蓄光式 (A4・A5)



ステッカー (A4・A5)

3 壁画等による防止

何度も落書きされてしまう場合は、その箇所に壁画などを描くことにより、落書きを防止します。



4 防犯カメラの設置

犯罪の抑止効果があるとともに、犯人特定の証拠にも活用できます。

～みんなで落書きのないまちにしましょう～